



# まちのお知らせ



## へようこそ!



◆◆◆道の駅「パレットピアおおの」内 子育てはうす ぱすてるからのお知らせです。◆◆◆

3月5日に『ひなまつりコンサート』を開催しました。コンサートでは春にちなんだ曲の演奏やリトミック(※1)を行いました。演奏を聞くだけでなく、体を動かすこともでき、親子で交流を深める楽しいコンサートとなりました。

3月のピヨピヨクラブでは「お楽しみ会」を行いました。

それぞれのクラスで「おたのしみゲーム」を行いました。「どうぶつ玉入れゲーム」や「ふうせんもらおうゲーム」など楽しく遊ぶ姿が見られました。

新年度からは新たなピヨピヨクラブが始まります。

これからも親子で楽しく過ごせる時間を作っていきたいと思います。

(※1)リトミックとは、心身の調和を目的とした、リズムによる(音楽の)教育法。



▲どうぶつ玉入れの様子

### ◎5月のスケジュール(予定)

ピヨピヨ  
クラブ

ふたばクラス…16日(火)  
みつばクラス…18日(木)、25日(木)  
よつばクラス…19日(金)

こころ相談…2日(火) / 誕生会…22日(月) / 栄養相談…29日(月)

休館日 1日(月)、8日(月)、10日(水)、17日(水)、24日(水)、31日(水)

(※2)スケジュール内容は、変更する場合があります。また、詳しい内容は、ぱすてるへおたずねください。

問合せ先 子育てはうす ぱすてる ☎ 34-1010

## おおのファミリー・サポート・センターからこ・ん・に・ち・わ♪

\*\*\*おおのファミリー・サポート・センターからのお知らせです\*\*\*

3月10日に、「提供会員サポート活動スキルアップ講習会」を開催しました。

瑞穂市・本巣市ファミリー・サポート・センター長の相浦良子氏による「安心安全な預かりのための講習」、郡消防組合による「救命救急講習」を受けました。

講演では、お子さんを安全に預かるために、また保護者との関わり方と対応についてなどを、実際の事例、体験をもとに学習しました。救命救急講習では実際の場面を想定し、乳児、幼児の人形を使い、心臓マッサージやAED装着方法などの救命処置を体験学習しました。

受講者からは、親・子・サポーター3人の信頼関係や情報共有、また子どもの気持ちに寄り添うことなど、改めて学べてとても良かったとか、小児の救命救急ではサポート中だけでなく、普段の生活や子育てにも活かしたいという言葉がきかれました。



おおのファミリー・サポート・センターでは、利用会員さん(子育てを手伝って欲しい人)、提供会員さん(子育てを応援する人)を随時募集しています。詳しくお聞きになりたい人はお気軽にお電話ください。

問合せ先 おおのファミリー・サポート・センター (子育てはうす ぱすてる内) ☎ 34-1010

北見市  
ところ通信  
Vol. 279

## 北見地区消防組合常呂消防団辞令交付式 — 頼もしい仲間が加入 —

4月3日、消防署常呂支署で常呂消防団の辞令交付式が行われ、組合内で初めて大規模災害団員の7人が任命されました。大規模災害団員は、大きな災害の発生時、消防団員に加わり活動する団員で、消防団員の経験者やドローン操縦など災害対応に必要な知識や技術を持つ方が入団。

田淵団長は「経験や得意な技術を地域防災に役立ててほしい」と団員に期待を寄せました。



## 高齢者肺炎球菌予防接種

肺炎球菌は、主に気道の分泌物に含まれる細菌で、唾液などを通じて飛沫感染し、気管支炎や肺炎、敗血症などの重い合併症を引き起こすことがあります。日本人の約3～5%の高齢者には、鼻やのどの奥に菌が常在するといわれています。定期予防接種で使用されるワクチンは、成人の重症の肺炎球菌感染症の原因のうち約7割を占めると報告されている23種類の血清型に効果があります。

次の接種対象者には、お知らせを送付済みです。保健センターに予診票交付を申込みのうえ、ぜひ接種してください。

接種対象者	町内に住所を有する次の人 (1) 100歳（大正12年4月2日生～13年4月1日生） 95歳（昭和33年4月2日生～34年4月1日生） 90歳（昭和38年4月2日生～39年4月1日生） 85歳（昭和43年4月2日生～44年4月1日生） 80歳（昭和48年4月2日生～49年4月1日生） 75歳（昭和53年4月2日生～54年4月1日生） 70歳（昭和58年4月2日生～59年4月1日生） 65歳（昭和63年4月2日生～64年4月1日生） (2) 接種時に満60歳以上64歳以下で、心臓・腎臓・呼吸器の機能や免疫不全等で日常生活が極度に制限される程度の障がい（身体障害者手帳1級相当）を有する人 ※ただし、今までに1回でも高齢者肺炎球菌予防接種を接種したことがある人は対象外。2回目以降は任意の接種となりますので、主治医に相談してください。
	実施期限
実施場所	指定医療機関（送付したお知らせで確認してください）
自己負担額	3,000円 ※生活保護世帯の人は費用を助成します（事前申請が必要です）
持ち物	高齢者肺炎球菌予防接種予診票（保健センターに申し込んだ人に交付します） 自己負担額

※申込み時に、接種歴、接種医療機関等をお尋ねします。

申込・問合せ先 保健センター ☎ 34-2333

## ご当地ナンバープレートを交付しています

町では、皆さんに郷土への愛着を深めていただき、町のマスコットキャラクター「パーシーちゃん」「ローズちゃん」に親しんでいただくため、ご当地ナンバープレートを交付しています。

◎対象車種 町内に定置場を有する50cc以下の原動機付自転車（白色ナンバー）のみ

※ご当地ナンバープレートを希望される人は、車輛登録時に申し出てください。

※現在お持ちのナンバープレートとの交換はできません。

※プレート代は無償ですが、番号の指定はできません。

※数に限りがあります。



▲ご当地ナンバーデザイン

問合せ先 税務課 ☎ 35-5367



## 大野町狭あい道路整備促進事業

緊急車両の通行困難等を解消するため、寄付を受けた道路後退用地に町が側溝新設等工事を行い、「狭あい道路」を拡幅整備することで、道路環境の向上を図ります。

◎**事業内容** 道路後退用地について寄付を前提に、道路後退用地へ側溝等の新設工事を行います。

(1) 土地所有者により、道路後退用地を含む境界確定と分筆登記をし、寄付の申出を行う（要事前協議）

(2) 土地所有者にて道路後退用地内の物件撤去を実施

(3) 側溝新設等工事の時期および内容について協議を行う

(4) 町が側溝新設等工事を行い、維持管理する

◎**対象路線** 建築基準法第42条第2項の規定により特定行政庁が指定した幅員4.0m未満の町道  
※詳細は町ホームページまたは次まで問合せください。

問合せ先 建設課 ☎ 35-5376

## 結婚に伴う新生活に係る費用の一部を補助します！ 大野町結婚新生活支援事業

町では、経済的支援を必要とする新婚世帯を対象に、結婚に伴う新生活に係る住居費や引越費用の一部を補助します。

### ◎補助金額

婚姻時点の年齢が夫婦ともに、

39歳以下の場合、1世帯あたり**最大30万円**

29歳以下の場合、1世帯あたり**最大60万円**

### ◎補助対象世帯

次の要件をすべて満たす世帯

- 1 令和5年3月1日～令和6年3月31日に婚姻届を提出し、受理された夫婦であること。
- 2 申請時において、夫婦ともに町内に住民登録がされていること。
- 3 町内に3年以上定住する意思がある夫婦であること。
- 4 婚姻日における年齢が夫婦ともに**39歳以下**で、かつ夫婦2人の**年間合計所得が500万円以下**であること。

※夫婦ともに、またはどちらか一方が貸与型奨学金の返済を現在行っている場合は、所得証明を基に算出した新婚世帯の所得額から貸与型奨学金の年間返済額を差し引いた額を合計所得とする。

- 5 申請時において、夫婦ともに町税等の滞納がないこと。
- 6 他の公的制度による補助金等の交付を受けていないこと。
- 7 過去に、夫婦ともに当該補助金の交付を受けていないこと。

### ◎補助対象となる経費

#### 1 住居費

①住宅購入費

②住宅賃借費用（賃料、敷金、礼金（保証金等これに類する費用を含む）、共益費、仲介手数料）

※勤務先からの住宅手当支給分は除く。

2 **住宅リフォーム費用**（住宅機能の維持または向上を図るために行う修繕、増築、改築または設備更新等の工事費用（倉庫、車庫、門扉、フェンス、植栽等の外構に係る工事費用、エアコン、洗濯機等の家電購入、設置に係る費用を除く））

3 **引越費用**（引越業者と運送業者に支払った費用）

※令和5年4月1日～令和6年3月31日までの間に支払われたものに限る。

◎**申請方法** 結婚新生活支援事業補助金交付申請書に次の書類を添えて提出する。

- ①戸籍抄本または婚姻届受理証明書
- ②夫婦の所得証明書
- ③住宅の工事請負契約書、売買契約書と領収書の写し（住居費における住宅購入の場合）
- ④住宅の賃貸契約書と領収書の写し（住居費における賃借の場合）
- ⑤住宅手当支給証明書（住居費における賃借の場合）
- ⑥住宅の工事請負契約書、請書と領収書の写し（住宅のリフォーム費用の場合）
- ⑦引越に係る領収書の写し（引越費用の場合）
- ⑧貸与型奨学金を返済したことがわかるもの（貸与型奨学金の受給者の場合）

申請・問合せ先 政策財政課 ☎ 35-5363

# 軽自動車税（種別割）のお知らせ

軽自動車税（種別割）は4月1日現在の所有者に課税されます。税額は次のとおりです。

## ◎原動機付自転車・特定小型原動機付自転車・二輪車・小型特殊自動車

車種区分	税額（年額）	
原動機付自転車	50cc以下	2,000円
	50cc超～90cc以下	2,000円
	90cc超～125cc以下	2,400円
	ミニカー	3,700円
軽二輪車（125cc超～250cc以下）	3,600円	
小型二輪自動車（250cc超）	6,000円	
小型特殊自動車	農耕作業用	2,400円
	その他（フォークリフト等）	5,900円

## ◎四輪および三輪の軽自動車

最初（新車）の新規検査を受けた時期により、適用される税額が異なります。

最初（新車）の新規検査を受けた時期は、自動車検査証（車検証）の「初度検査年月」で確認してください。

車種区分		税率（年額）			
		平成22年4月1日～27年3月31日に新規登録	平成27年4月1日以降に新規登録	平成22年3月31日までに新規登録（重課）	
軽自動車	三輪	乗用	3,100円	3,900円	4,600円
		貨物	3,100円	3,900円	4,600円
	四輪以上	乗用 自家用	7,200円	10,800円	12,900円
		乗用 営業用	5,500円	6,900円	8,200円
		貨物 自家用	4,000円	5,000円	6,000円
		貨物 営業用	3,000円	3,800円	4,500円

軽自動車のグリーン化特例（重課）が適用されます。地球環境を保護する視点から、最初（新車）の新規車検から13年経過した、環境負荷の大きい四輪以上および三輪の車両は、重課が適用されます。

## ◎グリーン化特例

グリーン化特例については令和4年4月1日～5年3月31日までに新規検査を受けた車両のうち、環境性能に優れたものについて次のように軽減されます。

車種区分	グリーン化特例（軽課）適用車両				
	75%軽減	50%軽減	25%軽減		
軽自動車	三輪（乗用・営業用）	1,000円	2,000円	3,000円	
	四輪以上 乗用	自家用	2,700円	対象外	対象外
		営業用	1,800円	3,500円	5,200円
	四輪以上 貨物	自家用	1,300円	対象外	対象外
		営業用	1,000円	対象外	対象外

## ◎異動手続きについて

軽自動車などを譲渡、廃車、住所変更したときには、お早めに手続きを済ませてください。これらの手続きをしないと引き続き課税されることになります。詳しくは次へ問合せってください。

原動機付自転車	125cc以下	税務課 ☎ 35-5367
小型特殊自動車	農耕作業用含	
二輪の軽自動車		中部運輸局岐阜運輸支局 ☎ 050-5540-2053
二輪の小型自動車		岐阜県軽自動車検査協会 ☎ 050-3816-1775
軽自動車	三輪・四輪	

## 軽自動車税（種別割）の納期変更について

令和5年度から軽自動車税（種別割）の納期限などが変更になります。

### ◎納期限の変更

令和5年度から軽自動車税（種別割）の納期限を**5月31日に変更**します。（これまでは4月30日）納期限が土・日曜日、祝日の時はその翌営業日が納期限になります。

※今回納期限を変更した理由は、賦課期日（4月1日）の軽自動車の取得・廃車等の状況を確認できる期間を十分確保し、より適正な課税を図るとともに、5月の連休と重ならないことで、納税者の利便性向上と口座振替の人へ納税証明書の発送を速やかに行うためです。

### ◎納税通知書の発送時期

納期変更に伴い、納税通知書は5月8日の発送になります。（これまでは4月中旬）

5月17日を過ぎても納税通知書が届かない場合は、税務課へ連絡してください。

### ◎軽自動車税（種別割）納税証明書（車検用）の有効期限

令和5年度から口座振替後に発送する軽自動車税（種別割）納税証明書（車検用）の有効期限は翌年6月15日までになります。

口座振替の納税証明書は6月中旬（予定）に発送します。

### ◎経過措置

今回の納期限変更に伴い、車検の手続きに支障をきたす場合は、有効期限を令和5年5月30日（口座振替の場合は6月15日）まで延長した納税証明書を再発行（無料）します。お手数ですが、住民課にて申請してください。

※令和5年1月1日から軽JNKS（軽自動車税納付確認システム）稼働により、車検時の継続検査窓口での納税証明書の提示が原則不要となります。

自動車税種別割と軽自動車種別割の納期限は5月31日です。

必ず納期までに納めましょう。詳しくは5月8日発送の納税通知書をご覧ください。

### 問合せ先

岐阜県自動車税事務所 ☎ 058-279-3791  
税務課 ☎ 35-5367



# まちのお知らせ



## 要保護・準要保護児童生徒の就学援助

経済的な理由等で就学が困難と認められる町内小中学校の児童生徒の保護者に対し、学用品費、通学用品費、校外活動費、修学旅行費、新入学学用品費、給食費等を援助する就学援助制度です。

◎**認定基準** 提出書類により、一定の審査を行い、認定の可否を決定します。

**要保護児童生徒就学援助** 保護者が、生活保護法第6条第2項に規定する人で、生活保護世帯

**準要保護児童生徒就学援助** 保護者が、次のいずれかに該当し、生活保護世帯に準ずる程度に困窮していると認められる世帯

- (1) 保護者が児童扶養手当法第4条の規定による児童扶養手当の受給者である人
- (2) 保護者の地方税法第295条第1項の規定による市町村民税が非課税である人
- (3) 保護者の職業が不安定で、生活状態が悪いと認められる人
- (4) 経済的な理由等による欠席日数が多い人
- (5) その他、特に教育委員会が必要と認める人

◎**申請方法** 申請される人は、**6月12日(月)までに**、児童生徒が在学する学校へ申請してください。申請の際には、次の書類の提出が必要です。

- (1) 町要保護および準要保護児童生徒就学援助費受給申請書(様式第1号)
- (2) 児童扶養手当受給証明書(写)
  - ※受給されている人のみ
- (3) 令和5年度所得課税証明書

※児童扶養手当を受給している人や、受給申請書中にある『承諾欄』に申請者および同居親族の署名または記名押印がある人は、所得課税証明書の提出は不要。

※令和5年1月2日以降に町内に転入された人は、前住所地での所得課税証明書を添付してください。

※この期間を過ぎても申請できますが、認定された月からの受給となります。

**問合せ先** 学校教育課 ☎ 35-5378

## ゴールデンウィーク期間中のごみの搬入について

4月29日～5月5日のごみの搬入可能日は次のとおりです。

	町不燃物処理場 (相羽)	西濃環境整備組合 (下座倉)
4月29日(土・祝)	○	休
30日(日)	○	休
5月1日(月)	休	○
2日(火)	○	○
3日(水・祝)	○	休
4日(木・祝)	休	休
5日(金・祝)	○	○

※町不燃物処理場および西濃環境整備組合への搬入につきましては、役場において、開庁時(平日の午前8時30分～午後5時15分)に申請が必要。

◎**搬入可能時間**

**町不燃物処理場**

午前9時～正午、  
午後1時～4時

**西濃環境整備組合**

午前8時30分  
～午後4時30分

**問合せ先**

環境生活課 ☎ 35-5372

## 交通遺児・犯罪被害遺児 激励金支給事業

県および町では、5月5日の「こどもの日」に合わせて、次のとおり交通遺児・犯罪被害遺児に激励金をお贈りしています。

### 岐阜県激励金

◎**激励金額**（申請時～高等学校等就学中（20歳未満）、年間1人あたり）

乳幼児および小学生	15,000円
中学生	20,000円
高校生等	25,000円

### ◎補助対象

義務教育終了までの人および高等学校在学中（高等専門学校3年修了までの人、特別支援学校の高等部在学中の人を含む）で満20歳未満の人で、次の（1）または（2）に該当する人

※交通遺児・犯罪被害遺児となった後、養子縁組した人、もしくは父または母が再婚し生計をともにすることとなった人は除きます。

#### （1）交通遺児

5月5日現在、県内に居住し、交通事故により、それまで生計をともにしていた父または母（すでに父母がいなかった場合にはそれに代わる人）を亡くした人

#### （2）犯罪被害遺児

5月5日現在、県内に居住し、犯罪被害（殺人や傷害致死など、故意の犯罪行為（人の生命または身

体を害する行為）により害を被ること）により、それまで生計をともにしていた父または母（すでに父母がいなかった場合にはそれに代わる人）を亡くした人  
※国の犯罪被害給付金制度で、遺族給付金の支給裁定がされていることが必要です。

◎**申込期限** 5月12日（金）

◎**申込先** 総務課

**問合せ先** 県環境生活部県民生活課 ☎ 058-272-1111

### 大野町交通遺児育英会助成金

### ◎助成金額

乳幼児	20,000円
小学生	30,000円
中学生	40,000円
高校生	50,000円
大学・短期大学生	70,000円

※随時受付しています。

### ◎助成対象

町内に住所を有し、交通遺児（養護者が交通事故により死亡または著しい障害の状態となったため生計の維持が困難である人）となり、かつ、町内に引き続き居住する人

**申込・問合せ先** 総務課 ☎ 35-5364

## 夏休み期間中の放課後クラブ利用受付

夏休み期間中の放課後クラブ利用を希望される人は、電子申請または窓口申請にて申込んでください。

◎**申請受付期間** 5月1日（月）～31日（水）

### ◎電子申請

#### 申請方法

- 次の二次元コードまたは町のホームページに掲載するリンクから専用サイトにアクセスしてください。
- フォームに従って入力し、必要書類（放課後クラブの児童育成に欠ける事由証明等）を写真に撮って添付し、申請を行ってください。

※画像が不鮮明で記載内容の確認が取れない場合には、再申請をしていただく場合がありますので、必要書類は手元に保管しておいてください。

※5月31日（水）の申請分まで有効。

#### 必要書類

- 放課後クラブの児童育成に欠ける事由証明（雇用・パート）
- その他の証明

※電子申請の場合は、申請書の提出は不要

### ◎窓口申請

#### 申請方法

次の必要書類を学校教育課まで提出してください。

**受付時間** 午前8時30分～午後5時15分（土・日・祝日を除く）※上記時間以外の受付不可

#### 必要書類

- 放課後クラブ入所申請書（様式1号）
- 放課後クラブの児童育成に欠ける事由証明（雇用・パート）
- その他の証明

※申請されても児童の入所状況により、希望のクラブに入所できない場合があります。

※児童2人以上で申込みの場合は、児童ごとに申請してください。

※疾病・介護等の場合のその他の証明：診断書・障がい者手帳・介護認定通知書の写し等

※必要書類は学校教育課備付けもしくは、町ホームページよりダウンロード可  
<https://logoform.jp/form/ciUr/202451>

**問合せ先** 学校教育課 ☎ 34-5378





# まちのお知らせ



## 町建築物等耐震化促進事業

地震に対する安全性の向上を図り、地震に強いまちづくりを進めることを目的として、次のとおり建築物等耐震化促進事業を実施します。

### 木造住宅の耐震診断

木造住宅の耐震診断を無料で実施します。

#### ◎対象となる住宅

昭和56年5月31日以前に着工された木造の一戸建て住宅

#### ◎補助対象

対象となる住宅の所有者

#### ◎受付期限

11月下旬頃（予定件数になり次第終了）

### 木造住宅の耐震改修工事に関する補助金

木造住宅の耐震改修工事に対して補助を実施します。

#### ◎補助金額

工事費120万円以下の場合

工事費の10分の9

工事費120万円を超える場合

工事費の10分の4+60万円

（1件あたり上限110万円）

#### ◎対象となる住宅

昭和56年5月31日以前に着工された木造の一

戸建て住宅

#### ◎補助対象

対象となる住宅の所有者

#### ◎受付期限

予定件数になり次第終了

※年度内に補助金の支払いまで完了するものに限る。

### 危険なブロック塀の除却に関する補助金

ブロック塀の除却に対して補助を実施します。

#### ◎補助金額

工事費の3分の2

（1件あたり上限20万円）

#### ◎対象となる条件

町道沿いに存する危険なブロック塀（町職員が現地調査します）

#### ◎補助対象

対象となるブロック塀の所有者

#### ◎受付期限

11月下旬頃（予定件数になり次第終了）

※申込受付は先着順

※詳細は、町ホームページをご覧くださいか、次までお問合せください。

申込・問合せ先 建設課 ☎ 35-5376

## マイナンバーカード交付の休日および平日夜間窓口の開設 (事前予約制)

平日業務時間内の来庁が難しい人を対象に、次のとおり休日および平日夜間窓口を開設します。利用には、電話にて事前予約が必要です。

#### ◎日時

休日 5月14日（日）・28日（日） 午前8時30分～正午、午後1時～4時30分

平日夜間 5月10日（水）・24日（水） 午後5時30分～7時30分

#### ◎場所 住民課窓口

◎対象者 マイナンバーカードを申請した後「マイナンバーカード交付通知書・電子証明書発行通知書」（以下「はがき」という）が届いた人

◎予約方法 住民課へ電話して「マイナンバーカードの受取りの予約」と伝えてください。電話予約時間は、平日の午前8時30分～午後5時15分です。

次のことをお尋ねしますのでお答えください。

- ・予約を希望する日時
- ・氏名と生年月日
- ・連絡の取れる電話番号



◎注意事項 予約は先着順で人数に限りがあります。予約の日にお越しいただいた際に必要なものがそろっていない場合等は、交付ができませんので、はがきにて確認のうえお越しくください。

マイナンバーカードを申請後、カードが作成されるまで約1カ月かかります。交付の準備ができましたら郵便ではがきを送付しますので、申請者本人が必要書類を持って来庁してください。

平日業務時間内に来られる際には予約は不要ですが、混雑のためお待ちいただく場合があります。

問合せ先 住民課 ☎ 35-5368